

## 木曾町あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例

平成17年11月1日

条例第82号

### (目的)

第1条 この条例は、基本的人権と法の下での平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、あらゆる差別をなくし人権擁護を図り、もって明るく住み良い木曾町の実現に寄与することを目的とする。

### (町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

### (町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

### (施策の推進)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、あらゆる差別をなくし、すべての町民の人権が尊重される住み良い町づくりのための施策を総合的に推進するものとする。

### (調査等の実施)

第5条 町は、前条の施策を推進するため、必要に応じ、調査を行うものとする。

### (啓発活動の充実)

第6条 町は、人権意識の高揚を図るため、あらゆる啓発媒体を活用するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会的環境づくりを促進するものとする。

### (推進体制の充実)

第7条 町は、諸施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

### (審議)

第8条 町は、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、木曾町人権尊重審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (任務)

第9条 審議会は、町長の諮問に応じ、第1条の目的を達成するための重要事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第10条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町議会議員

(3) 関係行政機関の職員等

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。